

○消防組合職員の勤務地内旅費支給規則

昭和45年12月25日

規則第6号

平成10年3月から改正経過を注記

(目的)

第1条 この規則は、勤務地内出張旅費の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(その他の交通費)

第2条 組合有自動車不能使用の場合で、職員が私有車を使用し出張したときは、鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第15号)第13条に規定するその他の交通費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、消防組合の所有する原動機付自転車および自転車または消防組合費支弁の自動車等を使用したときは、旅費を支給しない。

(令7規則6・旧第3条繰上・一部改正)

(支給日)

第3条 この規則による旅費は、前月分をとりまとめ翌月10日までにこれを支給する。

(平10規則1・旧第6条繰上、令7規則6・旧第5条繰上)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。

(平10規則1・旧第7条繰上、令7規則6・旧第6条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年8月1日から適用する。

附 則(昭和48年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の勤務地内旅費支給規則の改正は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第6号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。